

【★特に注意が必要な点】

1 複数の事業所で働いています。その複数事業所が休業している場合、それぞれの事業所分  
分で支給を受けられるのでしょうか。【更新】

→ 複数事業所の休業について申請可能です。ただし、申請時に複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。別々に申請することはできません（あとから申請した分は無効となります）。

（例えば、A事業所とB事業所の2か所で働いている方で、両事業所分を申請する場合は、A事業所分とB事業所分を必ずまとめて申請してください。A事業所分のみ申請した場合、**あとからB事業所分を申請しても無効となりますのでご注意ください。**）

支給申請書は複数事業所申請用として、通常の申請書とは異なり、また、郵送での手続きのみとさせていただいておりましたが、令和5年7月31日(月)をもって一切の申請の受付が終了いたしました。

2 事業主が支給要件確認書への記載に協力してくれない場合、個人からのみの申請は可能でしょうか。

→ 仮に労働者が事業主に申し出たにもかかわらず、事業主が支給要件確認書への記載を拒むようなケースが生じた場合は、支給要件確認書の「事業主記入欄」の「事業主名」の部分に、事業主の協力が得られない旨を、事業主の主張その他関連する事情とともに記載の上、申請してください。その場合、労働局から事業主に対して報告を求めます。

この場合は、事業主から回答があるまでは審査ができないこととなり、その分申請から支給までに時間を要しますので予めご承知おきください。

3 申請書や支給要件確認書に、「偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもあります」と記載されていますが、どのような処分があるのでしょうか。

→ 偽りその他故意の不正行為により新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「支援金・給付金」という。）の支給を受けた場合には、労働者に対して、支給を受けた額に加えて支給を受けた額の2倍まで（合計して、最大で支給を受けた額の3倍）の額と年3%の割合の延滞金を請求することがあります。

また、その関係者が故意に偽りの証明等をしたために支給されていたときは、支給を受けた労働者と連帯して上記の額を納付するよう求めることや、その名称等を公表することがあります。

申請書等には、正確な記載をお願いします。

4 支給申請書の申請者署名欄又は支給要件確認書に、「申請内容に疑義がある場合、管轄労働局長が警察署、税務署、年金事務所、都道府県、市町村、金融機関等に対し、必要な事項について照会し、報告を受けることに同意します」と記載されていますが、関係機関への照会とはどのようなものでしょうか。

→ 申請内容に疑義が生じた場合に限り、関係機関に対して確認に必要な書類を提供するよう

照会し、報告を受けることとしています。申請する労働者の方は上記取扱いについて同意し、署名の上申請いただくこととなっています。なお、関係機関から提供された書類を休業支援金の審査以外で使用することはありません。